

河川敷グラウンド 利用基準

公益財団法人 徳島市体育振興公社

1. 基本原則

野球、ソフトボール、サッカー、ラグビーは各専用のグラウンドを利用する。

2. 一般の硬式は、南岸野球場 第5グラウンドのみ使用。

3. 準硬式は軟式野球扱いとする。

4. 少年野球(軟式)は各ソフトボール場の利用可能。

5. 南岸グラウンド利用の例外

◆ソフトボール場Eは軟式野球可能。

◆少年野球(硬式)の利用方法

- ・ 野球場 第4 可能
- ・ ソフトボール場 E はキャッチボール・内野守備練習のみ
- ・ ソフトボール場 D ではA・B・Cグラウンドの利用がない時は、外野ノックの守備練習可能。

6. 北岸グラウンド 野球場は軟式野球・準硬式・少年野球(硬式)可能。

7. 勝浦川グラウンド 第1、第2は軟式野球・準硬式・ソフトボール・少年野球(硬式)可能。

8. 島田グラウンドは、軟式野球・準硬式・ソフトボール可能。

9. 各グラウンド使用料は、1時間 750円、島田グラウンドナイター料金は1時間 1,080円
平日の義務教育料金は、学校長の申請により1時間 380円。

10. 多目的グラウンド等での営業行為(チャリティー含む)は別料金(1時間 4,210円)とする。

11. 原則、グラウンド内での火気の使用禁止。

12. 使用後のマナーとして、原型復旧と内野のトンボ掛け、ゴミの持ち帰りは必ず。